

# ご記入例と注意点

金融機関提出用

## 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

銀行・労働金庫  
信用金庫・信用組合  
ゆうちょ銀行・農協・漁協  
御 中

(記入日・西暦) 年 月 日

収納代行会社名

明治安田システム・テクノロジー株式会社 (MBS)

ご記入箇所

委託者名 株式会社USSサポートサービス

店舗番号・通帳記号は  
通帳等でご確認のうえ  
ご記入ください

(例)通帳番号  
4321(7桁以下)のとき  
前"0"を記入  
00004321

お客様名	カナ	カ) ワカバジドウシャ
	漢字	株式会社 若葉自動車
	電話番号	03-1234-5678
指	東西	銀行・労働金庫
定	ゆうちょ銀行	信用金庫・信用組合
口	日本橋	支店
座	1234567	店舗番号
	1663010	通帳記号
	00140	口座番号(右づめで記入)
	カ) フカバジドウシャ代表取締役 若葉太郎	口座名義人(預・貯金者名)
	株式会社 若葉自動車	口座名義人(法人名の場合)
	代表取締役 若葉太郎	金融機関お届け印
		印
		捺印

- ・口座名義人は、通帳等でご確認のうえ、略さずにご記入下さい  
[注意] (株)などの略文字は株式会社のように記入してください
- ・カナも記入例のとおり、略さずに"マス"に入るところまでご記入下さい

金融機関  
お届け印を  
ご捺印下さい

利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、右記該当項目に○印をつけて明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。  
(〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル10階)

### － 預金口座振替規定 － (ゆうちょ銀行は除く)

1. 貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものと取扱いをさせていただきます。
4. この預金口座振替についてかりに紛争が生じて、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

<ゆうちょ銀行を指定される場合は、自動払込規定が適用されます。>

H000001

# 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

銀行・労働金庫  
信用金庫・信用組合 御中  
ゆうちょ銀行・農協・漁協

(記入日・西暦) 年 月 日

収納代行会社名	明治安田システム・テクノロジー株式会社 (MBS)
委託者名	株式会社USSサポートサービス

適用振替年月日	年 月 日	委託者番号	9 1 0 0 1 1 7 8 2 1
顧客番号(左づめ)			

お客様名	カナ	
	漢字	
	電話番号	

※振替日(払込日)は、12日または27日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)  
いずれかの種類を○印で囲んでください。

指定口座	銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合 農協・漁協	本店 支店 出張所	金融機関番号	店舗番号	預金種目	口座番号(右づめで記入)
	ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	通帳記号	普通(総合) 1 当座 2	通帳番号(右づめで記入)
	払込先口座番号	00140-5-120363	払込先加入者名	明治安田システム・テクノロジー株式会社	払込金の種別	集金 30
	カナ預・貯金者名					
口座名義人(預・貯金者名)	(法人名の場合は金融機関お届けの肩書・代表者名もご記入ください。)			金融機関 お届け印	印	捨印

※ゆうちょ銀行は除く

契約者および預金者は、明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)を収納代行会社として、下記の預金口座振替規定および「取扱要領」記載の「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、口座振替を依頼します。

(金融機関へお願い)この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、右記該当項目に○印をつけて明治安田システム・テクノロジー株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。

(〒135-8385 東京都江東区東陽2-2-20 東陽駅前ビル10階)

金融機関使用欄(備考)	(不備返却事由)			
	1 預金取引なし	3 印鑑相違		
	2 記載事項等相違	4 その他		
	ア. 店名	イ. 預金種目	ウ. 口座番号	
		エ. 口座名義		

検印	受付印 取扱店日附印
印鑑照合	

## 一 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行は除く)

- 貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

<ゆうちょ銀行を指定される場合は、自動払込規定が適用されます。>

H000001